

独立行政法人大学入試センター事業部アドバイザーの設置について

〔 令和4年4月1日
理事長 裁定 〕

独立行政法人大学入試センター事業部アドバイザーの設置について

(目的)

第1条 この裁定は、事業部アドバイザーの設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 独立行政法人大学入試センター事業部に、専門的立場からの調査研究及び専門的知識の提供等を行う事業部アドバイザーを置くことができるものとする。

2 事業部アドバイザーは、外部の有識者等のうちから、理事長が委嘱する。

3 事業部アドバイザーは、職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則 (令和4年3月31日)

この裁定は、令和4年4月1日から施行する。